

アフリカ知的財産ニュースレター 2015年10月号 (Vol.4)

アフリカの知的財産権：絶え間ない変化

アフリカにおける知的財産の状況は常に進化している。本号では、ここ数か月に起こった比較的重要な変化をいくつか採り上げることにはしたい。

<ナイジェリア>

おそらく、アフリカ最大の経済圏であるナイジェリアの新事情から論を起すのが妥当であろう。

商標出願

ナイジェリア当局は、長年にわたって商標登録手続の迅速化を目指してきた。一例を挙げれば、現在では登録機関が以前より遙かに厳格になっており、商標出願に関して発行された拒絶理由通知に対する答弁に2か月の期限を課すようになった。

商標に対する異議申立

しかしながら、商標への異議申立に関しては気がかりな展開が見受けられる。ナイジェリアにおける異議申立手続は以下のようなものである。(1) 異議申立書の提出、出願人による答弁書の提出、(2) 異議申立人には、異議申立てを裏付ける証拠の提出につき1か月の猶予期間が与えられる、(3) 出願人には、出願を支持する証拠の提出につき1か月の猶予期間が与えられる。証拠提出期限の延長は非常に容易に認められるのが常である。

しかし、最近になって事情が変わってきている。経験上、通常、証拠提出に関する当初の1か月の期間を30日間延長してもらうことはできるが、それ以上の延長が認められる確率はずっと小さくなっている。それゆえ、例えば日本企業がナイジェリアで商標に関する異議申立手続を行う場合、証拠-異議を裏付ける証拠又は出願を支持する証拠-を自社がただちに提出できるという確信がなければならない。

デジタル化

遙かに建設的な展開は、論議がかまびすしかったデータ検索プロジェクトに関わるものである。最近、ナイジェリア商標データベースのデジタル化が2015年10月1日から開始されるという発表があった。このプロジェクトは世界知的所有権機関(WIPO)の支援を受けているが、その原資は日本政府からの任意拠出金である。

登録局は、作業プロセスの改善、当局が発行する文書の信頼性の向上、ナイジェリア経済の信用の底上げといった意向を表明している。

登録局はさらに、デジタル化のプロセスによって遅延が生じる可能性があることを理解し、できる限り速やかに自らの商標の記録を更新するよう商標所有者に呼びかける告知を発行した。登録局が考えている「更新」がどのような更新なのかは判然としない。

また、登録局の上級職員は、当局は以下のような作業に鋭意取り組んでいると述べている。
(1) 出願から1か月以内に受理通知を発行する、(2) 商標公報をより定期的に発行する、
(3) 登録証明書発行の迅速化(これには、当局の職員を説き伏せて虚偽の登録証明書を発行させようとする企業慣行に歯止めをかけようとする企図があるようである)。

上に掲げたような約束がすべて実現されることを望みたい。

<南アフリカ>

アフリカ第二の規模を持つ経済圏である。南アフリカの最近の事情については先号でもある程度述べたが、欧州連合司法裁判所 (CJEU) の最近の判決に鑑みて、今回も論じたい事柄が一つある。

ネスレ社 (Nestle) は、自社の有名なチョコレートバー「Kit Kat」の4本のバーを連ねた形状を商標法によって保護しようと試みている。2014年も押し詰まった頃、南アフリカ最高裁は、チョコレートバー「Kit Kat」の形状に関するネスレの南アフリカ商標登録に絡んだ事件で判決を言い渡した。最高裁の判断は、当該商標登録を有効とするものであった。Kit Kat 製品は南アフリカで長年販売されているため、その形状は商標登録の要件である識別力を獲得している、と認めたのである。その上で最高裁は、当該登録が競合他社によって侵害されていると認定した。

英国及び EU においては、チョコレートバー Kit Kat の形状の商標登録は遙かに大きな困難に直面した。英国の裁判所は製品形状の登録可能性という争点を欧州連合司法裁判所 (CJEU) に付託し、CJEU は最近になって自らの判断を示した。CJEU は、その形状のみで商標と見なされていると言うことはできないなどといった回答を示した。

以上の意味するところは、南アフリカにおいて形状の商標登録が認められる範囲は英国や欧州連合に比べて大きいのかもしれないということである。南アフリカの判決はアフリカの多くの地域に影響を及ぼす傾向があるので、その意味するところは思った以上に大きいのかもしれない。

<モロッコ>

モロッコが自国内で欧州特許の有効性を認める欧州特許庁との協定に署名したことは、過去の号でも触れた。

しかし、この国では他にも重要な進展があった。新しい産業財産権法 (法令 23-13 号) が 2014 年 12 月 8 日に発効したのである。これによりもたらされた多くの変化は前向きなものである。中でも特に重要な変化を以下に挙げておく。

特許

- 新法により分割特許出願が可能になった。
- 特許出願の実体審査が実施されるようになった。
- 発明の不実施がある場合の強制実施許諾に関する規定が設けられた。
- 出願時に5年分の年金を支払う必要がなくなった。年金の支払義務は特許付与の時点で生じ、その後は毎年支払われることになる。

商標

- 商標出願の実体審査が行われるようになった。識別力の欠如を理由として出願を拒絶することが可能になったということである。
- 商品又は役務に基づく商標出願の分類に関する規定が設けられた。
- 審決言い渡しまでの期間が短縮されたという点で異議申立手続が改善された。すなわち商標出願人が2か月以内に異議申立書に答弁しなかった場合、当局は手続を進め、判断を下すことになる。
- 商標登録の更新は登録時と同じ形態のものしか認められなくなった。

意匠及び実用新案

- 登録期間は5年となり、この期間はさらに5年ずつ3回まで延長することが可能である。
- 分割出願の範囲が設けられた。
- 登録出願は6か月以内に公開されるが、最長18か月までの公開延期が認められる。

一般規定

- 日付表示に関する規定が設けられた。これにより著作者は著作物の制作年月日を記載することが許され、著作物の制作年月日が争点となった場合にはこの記載を証拠として援用することが可能になった。ただし、この記載を証拠として援用しうる期間は5年間のみである。
- 知的財産に関する出願の有効性について利害関係者が2か月以内に意見を提出することが可能になった――出願人はやはり2か月以内にこれに対し答弁する権利を有する。
- 当局の拒絶に対する答弁権が認められた――この場合の答弁の期限は1か月である。

- 優先権書類の提出期間が3か月から4か月に延長された。
- 知的財産の専門家に関する規則が拡充されることになり、当局は承認された知的財産実務者のリストを作成している。

法執行

法執行措置は以下の例が示すように改善された。

- 侵害者に科される刑期の延長と罰金の加重を定めた規定が設けられた。
- 知的財産権の所有者には、民事訴訟と刑事手続のいずれかを選択する権利が与えられた。
- 侵害訴訟の裁判長は、主張された侵害に関係する商品ならびに他の原材料、設備機器及び文書の押収を命じる権限を持つこととなった。
- 偽造を対象とした規定が多数設けられた。例えば、税関当局には輸送中の偽造品を留置する権限が与えられた。商品の保管と破棄に伴う費用の侵害者への支払請求についても規定が設けられた。

<チュニジア>

チュニジアは最近、同国の商標法の各種手続規定の改正を定めた法令（Decree）を発行した。

主な変更点を以下に挙げる。

- 商標の電子出願に関する規定が設けられた。ただし、電子出願はまだ不可能であるように思われる。
- マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）を通じた登録に関する規定が設けられた。
- 商標に関わる異議申立に対し商標出願人が意見書を提出しうる期間が、異議申立書の日付から45日から2か月に延長された。
- 意見書の提出日から8か月の調停期間が設けられ、この期間内に当事者双方が異議申立の調停を求めることが可能になった。
- 異議申立人が異議申立の根拠となる商標使用の証拠を提出しうる期間が1か月から2か月に延長された。
- 名称の変更、住所の変更、譲渡などの取引の裏付けとして要求されることのある書類の提出期間は2か月とされた。

以上のような展開は発展的なものである。

<アルジェリア>

アルジェリアは 2015 年 10 月 31 日を以てマドリッド協定議定書に加入することになっている。近年アフリカの多くの国が国際商標登録制度に加入しており、これは特段のことでない。むしろ、アルジェリアの事例が興味をそそるのは、同国がずっと前からマドリッド協定の加入国でありながら、マドリッド協定の締約国でマドリッド協定議定書に加入していない唯一の国となっていたことである。なお、マドリッド協定では、商標所有者は国際登録を取得する前に自らの本国において登録を取得することを要求され、マドリッド協定議定書のように、本国での係属中の出願に依拠することはできない。

<セーシェル>

2014 年産業財産権法は 2015 年 3 月 1 日付で発効した。この新法は、セーシエルの知的財産法を世界の大半の知的財産法に整合させるものであるがゆえに歓迎すべきものである。特に重要な変更点をいくつか以下に挙げておく。

特許

- 新法は、仮特許および英国特許・欧州（英国）特許の再登録を廃止、一方で PCT の国内段階出願を認めている。
- 新法は、分割出願を認めている。
- 新規性については絶対的新規性を要件とするが、特定の行為については 12 か月の開示猶予期間が設けられている。
- 特許の登録期間が 20 年に改められた。
- 強制実施許諾に関する規定が設けられた。

商標

- セーシェルはパリ条約に加入した。つまり、商標出願人が優先権を主張することが可能になったのである。
- 新法は、立体標章、団体標章及び地理的表示の登録に関する規定を設けている。
- 当初の登録期間は 7 年から 10 年に延長された。
- 不使用期間——言い換えれば不使用を理由として登録に取り消しを訴えることが可能になるまでの期間——は、5 年から 3 年に短縮された。

意匠

- セーシェルにおいて意匠保護が提供されるようになった。
- 機能的デザインは意匠から除外され、また絶対的新規性が要件となった。
- 登録期間は 5 年であり、さらに 5 年ずつ 2 回までの延長が可能である（つまり合計 15 年となる）。

- 意匠出願は、国際分類で同じ類に属する製品に含まれる複数の意匠に関わるものであってもよい。

実用新案

- 実用新案の登録に関する規定が設けられた。
- 新規性と産業利用性を備えた簡易発明ならびに集積回路の独創的な配置設計について、実用新案の保護が提供されるようになった。
- 保護期間は 10 年である。

<ボツワナ>

ボツワナは最近、同国では初めての地理的表示の登録を認めた。この登録は「Scotch Whisky」という文言についてスコッチウィスキー協会に与えられたものである。知られている限り、これは「Scotch Whisky」という文言がアフリカで地理的表示として登録された最初の例である。

<アフリカ知的財産機関 (OAPI) >

この件に続き、後日、スコッチウィスキー協会は、すべての OAPI 加入国において同様の地理的表示登録を取得している。

<ケニア>

ケニア控訴裁判所は、ソニー株式会社が絡んだ訴訟において、2015 年 3 月 6 日付で商標に関わる希少な判決を言い渡した。この判決において同裁判所は、登録官は商標に対する異議申立受理の期間の延長を認める「拘束なき権限」を持っているとの判断を示した。つまり、この事案で認められた 210 日という期間は適法だということである。

<JIPA 代表団が南アフリカ及び ARIPO を訪問>

2015 年 9 月、日本知的財産協会 (JIPA) が南アフリカ特許庁 (CIPC)、南アフリカ高等裁判所、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) を訪問し、意見交換を行った。

アフリカにおける知的財産は活発な動きと課題の両方をはらんでいる。数多くの国から成るこの大陸について、このニュースレターで最新の展開を読者に報告して参りたい。

(以上)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター2015年10月号 (Vol.4)

[著者]

Spoor & Fisher

Wayne Meiring

spoor • fisher

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、特許庁委託事業により、**Spoor & Fisher** が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が内容のチェックと修正を施したものです。また、2015年10月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。